

令和2年3月富津市議会定例会
議案等資料

令和2年2月21日

富 津 市

令和2年3月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和2年3月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第6号資料	富津市職員定数条例新旧対照表（第1条による改正）	6
議案第6号資料	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	7
議案第6号資料	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（第3条による改正）	8
議案第6号資料	職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表（第4条による改正）	9
議案第6号資料	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条による改正）	10
議案第6号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第6条による改正）	21
議案第6号資料	富津市消防委員会条例新旧対照表（第7条による改正）	22
議案第6号資料	職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第8条による改正）	23
議案第6号資料	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第9条による改正）	26
議案第6号資料	富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第10条による改正）	28
議案第7号資料	富津市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表	29
議案第8号資料	富津市印鑑条例新旧対照表	30
議案第9号資料	富津市介護保険条例新旧対照表	32
議案第10号資料	富津市温泉供給事業の設置等に関する条例新旧対照表	35
議案第16号資料	履歴事項（富津市教育委員会委員関係）	36

令和2年3月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>令和元年度富津市一般会計補正予算（第8号）</p> <p>補正額 $\Delta 763,600$千円</p> <p>補正後の予算額 $23,099,149$千円</p> <p>（主な事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風災害関連経費（市民活動推進費） $37,500$千円 ・台風災害関連経費（塵芥処理費） $\Delta 144,521$千円 ・台風災害関連経費（農業振興費） $\Delta 180,000$千円 ・橋梁長寿命化修繕事業 $\Delta 110,000$千円 ・小中学校空調設備設置事業 $58,301$千円 ・現年発生観光施設災害復旧事業 $56,453$千円 	総務部
議案第2号	<p>令和元年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>補正額 $\Delta 18,275$千円</p> <p>補正後の予算額 $5,948,045$千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>特定健康診査事業費及びこれに関連する歳入を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部
議案第3号	<p>令和元年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）</p> <p>補正額 $1,070$千円</p> <p>補正後の予算額 $602,079$千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>後期高齢者医療保険料及びこれに関連する後期高齢者医療広域連合納付金を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部
議案第4号	<p>令和元年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>補正額 $39,923$千円</p> <p>補正後の予算額 $5,143,789$千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>介護サービス等給付事業に係る経費及びこれらに関連する歳入を計上するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	<p>富津市空家等対策の推進に関する条例の制定について (提案理由) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののほか、市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するため、条例を制定するものである。 (施行日) 令和2年4月1日</p>	建設経済部
議案第6号	<p>会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (提案理由) 会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和2年4月1日</p>	総務部
議案第7号	<p>富津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	総務部
議案第8号	<p>富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されたことに伴い、関係する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和元年10月の消費税率の引上げに伴う低所得者の保険料率の軽減強化に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 規則で定める日。一部公布の日	健康福祉部
議案第10号	富津市温泉供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)が施行されることに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和2年4月1日	建設経済部
議案第11号	令和2年度富津市一般会計予算 予算額 19,600,000千円 対前年度比 2.3%増 (予算編成方針) 令和2年度の予算は、令和元年台風第15号等による災害からの復興に全力で取り組むとともに、経営改革の基本となる「持続可能な行政経営」を念頭に、次世代への責任を果たす事業、次代の礎となる事業を着実に実行する編成方針とした。 参考 令和2年度当初予算附属資料	総務部
議案第12号	令和2年度富津市国民健康保険事業特別会計予算 予算額 5,994,000千円 対前年度比 1.2%増 (予算概要) 糖尿病などの生活習慣病の重症化予防のため、特定健康診査及び特定保健指導を中心とした事業を推進し、医療費の適正化に配慮した。	健康福祉部
議案第13号	令和2年度富津市後期高齢者医療特別会計予算 予算額 664,000千円 対前年度比 9.9%増 (予算概要) 後期高齢者医療保険料などを後期高齢者医療広域連合納付金として納付するほか、制度の趣旨普及に配慮した。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第14号	令和2年度富津市介護保険事業特別会計予算 予算額 4,985,000千円 対前年度比 1.8%増 (予算概要) 介護サービス利用者の見込みにより保険給付費を推計するとともに、給付の適正化と地域包括ケアシステムの推進に配慮した。	健康福祉部
議案第15号	令和2年度富津市温泉供給事業特別会計予算 予算総額 3,200千円 対前年度比 10.3%増 (予算概要) 温泉供給業務の予定量を供給戸数12戸、年間総供給量5,926立方メートルとする。	建設経済部
議案第16号	富津市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市教育委員会委員 ^{さかべみつひろ} 坂部充洋氏の任期が令和2年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。	教育部
報告第1号	専決処分の報告について (報告理由) 令和元年台風第15号による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第2号	専決処分の報告について (報告理由) 令和元年台風第15号による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第3号	専決処分の報告について (報告理由) 令和元年台風第15号による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第4号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>令和元年台風第15号による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	消防本部
報告第5号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

議案第6号資料

富津市職員定数条例（昭和46年富津市条例第12号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会（学校及び学校以外の教育機関を含む。）、農業委員会及び消防機関に勤務する一般職の職員（臨時_____又は非常勤の職員_____を除く。以下同じ。）並びに企業職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会（学校及び学校以外の教育機関を含む。）、農業委員会及び消防機関に勤務する一般職の職員（臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）又は地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。）並びに企業職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第6号資料

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年富津市条例第13号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、復職した職員が復職した日以後6月（精神疾患にあつては1年）以内に同一又は同一とみなされる傷病により休職するときは、任命権者は、前後の休職の期間を通算した上、休職の期間を定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、復職した職員が復職した日以後6月（精神疾患にあつては1年）以内に同一又は同一とみなされる傷病により休職するときは、任命権者は、前後の休職の期間を通算した上、休職の期間を定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

議案第6号資料

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和46年富津市条例第14号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額</p> <hr/> <hr/> <p>の</p> <p>10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（<u>地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員については、富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第4号）</u>第8条第1項から第3項までに規定する給料又は基本報酬の額）の</p> <p>10分の1以下を減ずるものとする。</p>

議案第6号資料

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和46年富津市条例第16号）新旧対照表（第4条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>	<p>（服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>

議案第6号資料

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表（第5条による改正）

現 行	改 正 案
<p><u>非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定による<u>非常勤の職員</u>の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第1条の2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>特別職の職員</u> 地方自治法第203条の2第1項に規定する者のうち、別表第1の区分に掲げる非常勤の職員をいう。</p> <p>(2) <u>一般職の職員</u> 前号に掲げる職員以外の職員で1週間に換算し、その勤務時間が常勤の一般職の職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲で定められている者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）のうち、別表第2の区分に掲げる非常勤の職員をいう。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 一般職の職員の報酬は、別表第2に定める額を超えない額とする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 新たに<u>非常勤の職員</u>となり月額又は年額の報酬を受けるとなった者には、その日から報酬を支給し、月額又は年額の報酬を受ける職員_____がその職を退職し、失職し、又は免職され、若しくは死亡した者には、その日まで報酬を支給する。ただし、本市に勤務する常勤の一般職の職員のうち退職した者が即日就職し報酬を受けるとなったときは、その翌日から支給する。</p>	<p><u>富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定による<u>特別職の職員</u>で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 新たに<u>特別職の職員</u>となり月額又は年額の報酬を受けるとなった者には、その日から報酬を支給し、月額又は年額の報酬を受ける<u>特別職の職員</u>がその職を退職し、失職し、又は免職され、若しくは死亡した者には、その日まで報酬を支給する。ただし、本市に勤務する常勤の一般職の職員のうち退職した者が即日就職し報酬を受けるとなったときは、その翌日から支給する。</p>

<p>2 特別職の職員で、日額によって報酬の額が定められているものに対する報酬は、その職務を行った日について支給する。</p>	<p>2 特別職の職員で、日額によって報酬の額が定められているものに対する報酬は、その職務を行った日について支給する。</p>
<p>3 一般職の職員の報酬は、月の初日から末日までの期間において、その職務を行った日の属する月の翌月に支給する。</p>	
<p>4 前3項に定めるもののほか、報酬の支給について必要な事項は、任命権者が別に定める。 (報酬の支給期日)</p>	<p>3 前2項に定めるもののほか、報酬の支給について必要な事項は、任命権者が別に定める。 (報酬の支給期日)</p>
<p>第5条 特別職の職員の報酬の支給期日は、次に定めるところによる。 (1) 年額によりその額が定められている報酬 毎年度9月及び3月にそれぞれ2分の1の額を支給する。 (2) 月額によりその額が定められている報酬 常勤の一般職の職員の例による。 (3) 日額によりその額が定められている報酬 支給の事由が生じたときに支給する。</p>	<p>第5条 特別職の職員の報酬の支給期日は、次に定めるところによる。 (1) 年額によりその額が定められている報酬 毎年度9月及び3月にそれぞれ2分の1の額を支給する。 (2) 月額によりその額が定められている報酬 常勤の一般職の職員の例による。 (3) 日額によりその額が定められている報酬 支給の事由が生じたときに支給する。</p>
<p>2 一般職の職員の報酬の支給期日は、毎月21日とする。ただし、当該支給期日が非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例(平成16年富津市条例第8号。以下「勤務条件条例」という。)第3条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給期日とする。</p>	
<p>3 前2項により難いと認められるときは、支給期日を遅らせ、又は数箇月分を取りまとめ、若しくはそれ以外の期日に支給することができる。 (報酬の特例)</p>	<p>2 前項により難いと認められるときは、支給期日を遅らせ、又は数箇月分を取りまとめ、若しくはそれ以外の期日に支給することができる。 (報酬の特例)</p>
<p>第6条 市長、副市長、教育長、常勤の一般職の職員及び企業職員並びに再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規定にかかわらず、その兼ねる職の報酬を支給しないことができる。</p>	<p>第6条 市長、副市長、教育長、常勤の一般職の職員及び企業職員並びに再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規定にかかわらず、その兼ねる職の報酬を支給しないことができる。</p>
<p>2 議会の議員が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規</p>	<p>2 議会の議員が特別職の職員を兼ねる場合においては、第2条の規</p>

定にかかわらず、その報酬を支給しないものとする。 <u>(時間外報酬)</u>	定にかかわらず、その報酬を支給しないものとする。
第7条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた一般職の職員に対し、1日において7時間45分又は1週間において38時間45分までは、その勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を支給する。	
2 前項の規定のほか、1日において7時間45分、1週間において38時間45分を超えたとき又は休日、土曜日及び日曜日に勤務したときは、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合に関する規則（平成6年富津市規則第8号）第2条に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。 <u>(報酬の減額)</u>	
第8条 一般職の職員が正規の勤務時間を勤務しないときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。 <u>(1) 1箇月の欠勤時間の合計が30分未満の場合</u> <u>(2) 勤務条件条例第8条に規定する年次有給休暇又は勤務条件条例第9条に規定する特別休暇のうち有給の休暇の場合</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、勤務しないことについて任命権者の承認があった場合</u> <u>(端数計算)</u>	
第9条 前2条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。 <u>(付加報酬)</u>	
第10条 付加報酬は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する一般職の職員で、任命権者によって割り振られ	

<p>た勤務時間が1週間につき28時間45分以上のものに対して支給する。</p>
<p>2 付加報酬の額は、次項で規定する付加報酬基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の49を、12月に支給する場合においては、100分の73を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p>
<p>3 付加報酬基礎額は、それぞれの基準日以前3箇月以内において一般職の職員が受給した報酬（第7条第2項に規定する時間外報酬は除く。）の1箇月当たりの平均報酬の額とする。</p>
<p>4 付加報酬の支給期日及び支給方法については、常勤の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給期日及び支給方法の例による。</p> <p>(費用弁償)</p>
<p>第11条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、_____その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p>
<p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第12条から第15条まで、第17条及び第18条の規定による額とする。</p>
<p>3 前項に定めるもののほか、非常勤の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p>
<p>4 一般職の職員のうち、その者の住居から勤務場所までの通勤距離が片道2キロメートル以上で、通勤のため交通機関を利用して運賃又は料金を負担するもの又は自動車その他の交通の用具を使用するものに対しては、別表第3に掲げる区分に応じて、費用弁償として通勤費を支給する。この場合において、通勤届は、常勤の一般職の職員の例による。</p> <p>(委任)</p>

<p>(費用弁償)</p>
<p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p>
<p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料_____とする。</p>
<p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>(委任)</p>

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第1条の2、第2条関係）

（単位 円）

区分	種別	報酬の額
監査委員	月額	58,000
選挙管理委員会委員長	月額	23,000
選挙管理委員会委員	月額	20,000
教育委員会委員	月額	35,000
農業委員会会長	月額	43,000
農業委員会会長職務代理者	月額	36,000
農業委員会委員	月額	31,000
農地利用最適化推進委員	月額	28,000
固定資産評価審査委員会委員長	日額	8,000
固定資産評価審査委員会委員	日額	6,800
国民健康保険事業運営協議会委員	日額	6,800
議員報酬及び特別職給料審議会委員	日額	6,800
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	6,800
行政不服審査会委員	日額	6,800
経営改革会議委員	日額	12,000
男女共同参画審議会委員	日額	6,800
区長	年額	均等割
		124,000
		戸数割
		1戸当たり
		600
交通安全対策会議委員	日額	6,800
環境監視指導員	日額	12,000
環境審議会委員	日額	6,800
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6,800

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第2条、第7条関係）

（単位 円）

区分	種別	報酬の額	旅費の額
監査委員	月額	58,000	
選挙管理委員会委員長	月額	23,000	
選挙管理委員会委員	月額	20,000	
教育委員会委員	月額	35,000	
農業委員会会長	月額	43,000	
農業委員会会長職務代理者	月額	36,000	
農業委員会委員	月額	31,000	
農地利用最適化推進委員	月額	28,000	
固定資産評価審査委員会委員長	日額	8,000	
固定資産評価審査委員会委員	日額	6,800	職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）の例により定める額
国民健康保険事業運営協議会委員	日額	6,800	
議員報酬及び特別職給料審議会委員	日額	6,800	
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	6,800	
行政不服審査会委員	日額	6,800	
経営改革会議委員	日額	12,000	
男女共同参画審議会委員	日額	6,800	
交通安全対策会議委員	日額	6,800	
環境審議会委員	日額	6,800	
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6,800	

民生委員推薦会委員	日額	6,800
福祉有償運送運営協議会委員	日額	6,800
消費生活相談員	日額	6,800
防災会議委員	日額	6,800
国民保護協議会委員	日額	6,800
都市計画審議会委員	日額	6,800
消防委員会委員	日額	6,800
社会教育委員	日額	6,800
公民館運営審議会委員	日額	6,800
社会教育指導員	日額	6,800 (ただし、勤務時間 間が3時間以内の 場合は、3,400円と する。)
家庭教育指導員	日額	6,800 (ただし、勤務時間 間が3時間以内の 場合は、3,400円と する。)
家庭教育支援員	日額	6,800 (ただし、勤務時間 間が3時間以内の 場合は、3,400円と する。)
青少年問題協議会委員	日額	6,800
文化財審議会委員	日額	6,800
学校給食運営委員会委員	日額	6,800
スポーツ推進委員	日額	6,800
市医	日額	25,000

民生委員推薦会委員	日額	6,800
福祉有償運送運営協議会委員	日額	6,800
防災会議委員	日額	6,800
国民保護協議会委員	日額	6,800
空家等対策協議会委員	日額	6,800
都市計画審議会委員	日額	6,800
消防委員会委員	日額	6,800
社会教育委員	日額	6,800
公民館運営審議会委員	日額	6,800
青少年問題協議会委員	日額	6,800
文化財審議会委員	日額	6,800
学校給食運営委員会委員	日額	6,800
スポーツ推進委員	日額	6,800
市医	日額	25,000
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	24,000
介護認定審査会委員	日額	24,000
介護保険運営協議会委員	日額	6,800
介護認定調査員	1件 日額	4,100 6,800
生活支援コーディネーター	日額	6,800
認知症地域支援推進員	日額	9,000
認知症初期集中支援チーム専門医	1件 日額	6,000 24,000
認知症初期集中支援チーム専門職	1件 日額	6,000 6,000
養護老人ホーム入所判定	日額	6,800

予防接種健康被害調査委員会委員	日額	24,000
介護認定審査会委員	日額	24,000
介護保険運営協議会委員	日額	6,800
介護認定調査員	1件	4,100
	日額	6,800
生活支援コーディネーター	日額	6,800
認知症地域支援推進員	日額	9,000
認知症初期集中支援チーム専門医	1件	6,000
	日額	24,000
認知症初期集中支援チーム専門職	1件	6,000
	日額	6,000
養護老人ホーム入所判定審査会委員	日額	6,800
障害者介護給付等認定審査会委員	日額	24,000
結婚相談員	月額	18,000
保育所嘱託医	年額	76,000
学校医・学校歯科医	均等割	年額
	113,000	
	人数割 児童生徒1人当 たり	
	100	
学校薬剤師	年額	77,500
生活保護嘱託医	月額	44,000
産業医	月額	30,000
子ども・子育て会議委員	日額	6,800
児童扶養手当障害認定医	1件	7,000
家庭相談員	月額	60,000
母子・父子自立支援員	月額	60,000
鳥獣被害対策実施隊員	1回	2,000

審査会委員			
障害者介護給付等認定審査会委員	日額	24,000	
結婚相談員	月額	18,000	
保育所嘱託医	年額	76,000	
学校医・学校歯科医	年額	均等割	二
		113,000	
		人数割 児童生徒1人 当たり	
		100	
学校薬剤師	年額	77,500	二
生活保護嘱託医	月額	44,000	職員の旅費 に関する条 例の例によ り定める額
産業医	月額	30,000	
子ども・子育て会議委員	日額	6,800	
家庭相談員	日額	7,500	
母子・父子自立支援員	日額	7,500	
児童扶養手当障害認定医	1件	7,000	二
鳥獣被害対策実施隊員	1回	2,000	二
選挙長	1回	10,800	二
投票所の投票管理者	1回	12,800	二
		(ただし、従 事した時間数 が13時間未満 の場合は、 12,800円に当 該従事時間を 13で除して得 た数を乗じて	

選挙長	1回	9,300
投票所の投票管理者	1回	10,900
期日前投票所の投票管理者	1回	9,700
開票管理者	1回	9,300
投票所の投票立会人	1回	10,300 (ただし、立会時間数が13時間未満の場合は、10,300円に当該立会時間数を13で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)
期日前投票所の投票立会人	1回	9,100 (ただし、立会時間数が11.5時間未満の場合は、9,100円に当該立会時間数を11.5で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)
不在者投票所の外部立会人	日額	10,700 (ただし、立会時間数が7時間以内の場合は、10,700円に当該立会時間数(1時間未満の

		得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	
期日前投票所の投票管理者	1回	11,300 (ただし、従事した時間数が11.5時間未満の場合は、11,300円に当該従事時間を11.5で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	二
開票管理者	1回	10,800	二
投票所の投票立会人	1回	10,900 (ただし、立会時間数が13時間未満の場合は、10,900円に当該立会時間数を13で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	二

		端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数)を8.5で除して得た数を乗じて得た額
開票立会人	1回	8,800
選挙立会人	1回	8,800
市税等徴収指導員	1日	18,000

期日前投票所の投票立会人	1回	9,600 (ただし、立会時間数が11.5時間未満の場合は、9,600円に当該立会時間数を11.5で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた額)とする。)	—
不在者投票所の外部立会人	日額	10,900 (ただし、立会時間数が7時間以内の場合は、10,900円に当該立会時間数(1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数)を8.5で除して得た数を乗じて得た額(1円未満を切り捨てた	—

別表第2（第1条の2、第2条関係）

区分	種別	報酬の額
保健師又は管理栄養士	日額	1級29号給
主任介護支援専門員、社会福祉士又は英語指導員	日額	1級27号給
看護師、介護支援専門員、特別支援教育指導員又は指導補助教員	日額	1級25号給
保育士（担任を受け持つ場合）	日額	1級23号給
栄養士又は保育士	日額	1級17号給
司書、レセプト点検員、作業員又は自動車運転手	日額	1級13号給
事務補助員	日額	1級9号給
保育補助員、調理員、用務員又は配膳員	日額	1級5号給
その他	その都度定める	
備考		
1 日額は、次の算出方法で得た額を7.75で除して得た額に、当該一般職の職員の1日の勤務時間数を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数があるときは、1円の位を四捨五入する。		
(1) 本表に定める報酬の額の欄に掲げる各区分の基本号給の月額に、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）第11条の2に定める地域手当及び同		

		額)とする。)	
開票立会人	1回	8,900	—
選挙立会人	1回	8,900	—
市税等徴収指導員	日額	18,000	職員の旅費に関する条例の例により定める額

条例第13条に定める特殊勤務手当(特殊勤務手当の額が日額による場合は、21日分)を加えて得た額を21で除して得た額

(2) 報酬の額の欄に掲げる号給は、一般職の職員の給与等に関する条例別表第1に掲げる号給とする。

2 勤務1時間当たりの報酬額は、日額を当該一般職の職員の1日の勤務時間数で除して得た額(50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。)とする。

別表第3 (第11条関係)

通勤距離区分(片道)	交通用具使用者	交通機関利用者
2 km以上 5 km未満	日額100円	片道の通勤距離が2 km
5 km以上 10 km未満	日額200円	以上の者は、日額500円
10 km以上	日額300円	を限度とする実費

議案第6号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第6条による改正）

現 行	改 正 案
<p><u>（臨時雇用者の給与）</u></p>	<p><u>（会計年度任用職員の給与）</u></p>
<p>第25条 臨時に雇用する者に対しては、この条例に規定する給与の額との均衡を失わない額において別に定める額の、出勤日数に応じて、日給をもって給料又は賃金を支給する。</p>	<p>第25条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との均衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</p>
<p>2 前項の規定による日給は、毎月末日にその月分を支給する。ただし、支給日が休日等の場合は、繰り上げて支給する。</p>	
<p>3 職務のための傷痍、疾病による欠勤及び服忌のための欠勤は、勤務日数に算入する。</p>	

議案第6号資料

富津市消防委員会条例（昭和46年富津市条例第64号）新旧対照表（第7条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（報酬及び費用弁償） 第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給は、<u>非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和46年富津市条例第23号）の定めるところによる。</p>	<p>（報酬及び費用弁償） 第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給は、<u>富津市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の定めるところによる。</p>

議案第6号資料

職員の育児休業等に関する条例（平成4年富津市条例第2号）新旧対照表（第8条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</p> <p>（2）非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が非常勤の一般職の職員の勤務条件等に関する条例（平成16年富津市条例第8号）第9条</p> <hr/> <p>）に規定する特別休暇として産前産後に勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>（3）1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</p> <p>（2）非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第4号。以下第20条第2項において「会計年度任用職員任用等条例」という。）第26条に規定する特別休暇として産前産後に勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>（3）1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達</p>

日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員

が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）

が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員任用等条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

- | | |
|--|--|
| | (1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u> 会計年度任用職員任用等条例第15条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額 |
| | (2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u> 会計年度任用職員任用等条例第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額 |

議案第6号資料

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年富津市条例第3号）新旧対照表（第9条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体であつて、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもののうち、規則で定めるものとの間の取決めに基き、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>（2） 非常勤職員（前号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4） 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>（5） 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体であつて、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもののうち、規則で定めるものとの間の取決めに基き、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>（2） 非常勤職員（前号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用 _____ になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4） 富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>（5） 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）</p>

<p>における福利厚生に関する事項 (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項</p>	<p>における福利厚生に関する事項 (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項</p>
--	--

議案第6号資料

富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富津市条例第4号）新旧対照表（第10条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) その他市長が必要と認める事項</p>

議案第7号資料

富津市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年富津市条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第6条第1項 _____ の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</p>

議案第8号資料

富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(登録資格等)</p> <p>第2条 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>成年被後見人</u>及び満15歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第5条 市長は、申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を併せて表しているもの</p> <p>(3) ゴム印その他印形の変化しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの及び一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの</p> <p>(5) 印面がき損又は摩滅しているもの</p> <p>(6) ふちがないもの</p> <p>(7) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(8) 印影の照合が困難と認められるもの</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はそ</p>	<p>(登録資格等)</p> <p>第2条 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>意思能力を有しない者</u>及び満15歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第5条 市長は、申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑を登録しないものとする。</p> <p>(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を併せて表しているもの</p> <p>(3) ゴム印その他印形の変化しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの及び一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの</p> <p>(5) 印面がき損又は摩滅しているもの</p> <p>(6) ふちがないもの</p> <p>(7) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(8) 印影の照合が困難と認められるもの</p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないとして市長が認めたもの</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はそ</p>

<p>の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>3 市長は、前条の規定による照会に対する回答が期限内にないとき、又は登録申請が本人の意思に基づかないことが明らかであるときは、登録をしないものとする。</p> <p>(登録印鑑の消除)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その登録してある印鑑を消除する。</p> <p>(1) 登録廃止の届出をしたとき。</p> <p>(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。</p> <p><u>(3) 後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(4) 市外に転出したとき。</p> <p>(5) 婚姻等により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(6) 住民票が消除されたとき。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、登録してある印鑑を消除すべき事由が生じたとき。</p>	<p>の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>3 市長は、前条の規定による照会に対する回答が期限内にないとき、又は登録申請が本人の意思に基づかないことが明らかであるときは、登録をしないものとする。</p> <p>(登録印鑑の消除)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その登録してある印鑑を消除する。</p> <p>(1) 登録廃止の届出をしたとき。</p> <p>(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。</p> <p><u>(3) 意思能力を有しない者となったとき。</u></p> <p>(4) 市外に転出したとき。</p> <p>(5) 婚姻等により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号の規定に該当することとなったとき。</p> <p>(6) 住民票が消除されたとき。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、登録してある印鑑を消除すべき事由が生じたとき。</p>
--	---

議案第9号資料

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34,200円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,300円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,300円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,560円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,400円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,080円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34,200円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,300円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,300円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,560円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,400円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,080円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 102,600円
- ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 116,280円
- ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 123,120円
- ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 129,960円
- ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 102,600円
- ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 116,280円
- ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 123,120円
- ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 129,960円
- ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

<p>となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,650円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,650円</u>」とあるのは、「<u>42,750円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,650円</u>」とあるのは、「<u>49,590円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,520円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>34,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>47,880円</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	---

議案第10号資料

富津市温泉供給事業の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第77号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2第4項___の規定により温泉供給事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない 場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項の規定により温泉供給事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない 場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

議案第16号資料

履 歴 事 項

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 住 所 | 富津市上153番地 |
| 2 | 氏 名 | 坂 部 充 洋
きか べ みつ ひろ |
| 3 | 生年月日 | 昭和40年1月2日 |
| 4 | 学 歴 | 昭和58年3月 木更津中央高等学校卒業 |
| 5 | 経 歴 | 昭和60年3月 東京デザイン専門学校建築設備科卒業 |
| | | 昭和60年4月 株式会社太平エンジニアリング勤務 |
| | | 昭和62年6月 株式会社太平エンジニアリング退社 |
| | | 昭和62年7月 有限会社坂部建材勤務 |
| | | 平成22年10月 サカベ屋根工事店設立 |
| | | 平成28年7月 富津市教育委員会委員就任 |

